

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月 4 日
【届出者の名称】	伊藤忠商事株式会社
【届出者の所在地】	大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 3 号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山 2 丁目 5 番 1 号 (注) なお、当社は、2026年 8 月24日付で東京本社の移転を予定しており、当該東京本社の移転後、最寄りの連絡場所は、東京都港区赤坂 2 丁目17番22号になる予定です。
【電話番号】	東京(03)3497-2121
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 相馬 謙一郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 大阪本社 (大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 3 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、経営方針「The Brand-new Deal ～利は川下にあり～」において、投資を通じた着実な収益成長に加え、企業ブランド価値の向上、株主還元拡大の3本柱で、企業価値の持続的な向上を目指す旨を公表しており、株主還元方針として総還元性向40%以上及び累進配当を掲げております。

株主還元のうち剰余金の配当については、中間配当と期末配当の年2回行うこととし、中間配当については取締役会が、期末配当については株主総会が、それぞれこれらの剰余金の配当の決定機関となっているところ、2026年3月期には、1株当たり42円（中間配当：20円（注1）、期末配当：22円）の配当を実施しております。また、自己株式取得については、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。なお、過去5年間に於いて、当社は、当該定款の規定に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付け及び立会外取引の方法により、以下のとおり、当社普通株式に係る自己株式の取得を実施しております。

公表日 （取締役会決議日）	方法	取得期間	累計取得株式数 （注1）	累計取得価額の総額
2022年1月19日	市場買付け	2022年1月20日～ 2022年3月24日	15,757,200株 (78,786,000株)	59,999,698,600円
2022年10月4日	市場買付け	2022年10月4日～ 2023年1月31日	8,611,700株 (43,058,500株)	34,999,592,000円
2023年2月3日	市場買付け及び立会 外取引	2023年2月6日～ 2023年3月24日	6,169,600株 (30,848,000株)	24,999,688,800円
2023年8月4日	市場買付け	2023年8月7日～ 2023年9月22日	4,459,000株 (22,295,000株)	24,999,933,100円
2023年11月6日	市場買付け	2023年11月7日～ 2024年2月29日	12,095,000株 (60,475,000株)	74,999,739,200円
2024年8月5日	市場買付け	2024年8月6日～ 2025年1月14日	19,895,800株 (99,479,000株)	149,999,461,800円
2025年5月2日	市場買付け	2025年5月7日～ 2025年12月16日	18,371,700株 (91,858,500株)	149,999,980,400円
2026年2月6日	市場買付け	2026年2月9日～ 2026年3月24日	9,503,800株	19,999,850,300円

（注1） 当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記の2026年3月期の中間配当の額及び上表「累計取得株式数」における括弧内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

さらに、当社は、2026年5月1日付「2025年度 決算実績 2026年度 経営計画 説明資料」において、2027年3月期には3,000億円以上の自己株式取得を行う予定であることを公表しております。

当社は、2027年3月期に予定している3,000億円以上の自己株式取得の実現に向けて、その具体的な手法についても検討しており、2026年5月中旬に、全ての株主に一定の検討期間を提供した上で市場株価の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで取引の透明性を担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、また、市場株価から一定のディスカウントを行った価格での買付けが実現できる点等を踏まえると、仮に公開買付けの方法によることができれば、当社にとって合理的な施策となると考えたため、予定している自己株式取得のうち1,500億円程度は公開買付けの方法によって実現したいと考えてに至りました。また、自己株式の公開買付けの実現のためには、当該公開買付けに応募する株主の存在が不可欠であるところ、当社には当社普通株式を政策保有株式として保有する株主が複数存在するため、それらの株主の一部が応募に応じてくれれば、当社が意図する自己株式の公開買付けも実現可能となると考えました。

この点、当社の株主となっている損害保険会社各社であれば、全社において、それぞれ、その保有する政策保有株式の縮減方針を掲げていることから、当社による自己株式の公開買付けに応募する株主となることに応諾いただける可能性があると考えました。具体的には、当社の株主のうち損害保険会社である三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。本書提出日現在の所有株式数71,400,000株、所有割合（注2）：1.02%）、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和」といいます。本書提出日現在の所有株式数

78,445,585株、所有割合：1.12%）、損害保険ジャパン株式会社（以下「損害保険ジャパン」といいます。本書提出日現在の所有株式数68,146,855株、所有割合：0.97%）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」といいます。本書提出日現在の所有株式数59,494,920株、所有割合：0.85%。三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンとあわせて「応募予定株主」と総称します。）に対して、当社による自己株式の公開買付けへの応募を提案することとしました。

（注2）「所有割合」とは、当社が2026年8月3日付で公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載の、2026年6月30日現在の発行済株式総数（7,924,447,520株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（931,394,253株）を控除した株式数（6,993,053,267株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと考えました。

具体的なディスカウント率の水準については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、2022年1月1日以降に決議され、2026年3月31日までに公開買付けが終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場株価対比でディスカウントを行った価格で実施された事例96件（以下「本参照事例」といいます。）を確認したところ、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であったものの、10%超とした事例も12件存在していることを踏まえて、資産の社外流出を最小化し、また、本公開買付けの買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を最小化すべく、ディスカウント率を15%とするよう提案することとしました。また、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、同じく、資産の社外流出を最小化し、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月3日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とするよう提案することとしました。

以上の検討を経て、当社は、2026年5月下旬から6月上旬にかけて、応募予定株主に対して、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を、本公開買付けを通じて当社が取得したい旨を伝えとともに、本公開買付価格は、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格とすることを提案いたしました。具体的には、あいおいニッセイ同和に対しては2026年5月27日、三井住友海上に対しては2026年5月28日、損害保険ジャパンに対しては2026年6月1日、東京海上日動に対しては2026年6月3日に上記提案を行いました。

その後、当社は、2026年6月9日、三井住友海上より、同社が過去に応募した自己株式の公開買付け事例を含む多くの事例で10%というディスカウント率が一般的な水準として採用されているとの認識のもと、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。また、当社は、2026年6月10日、あいおいニッセイ同和からも、ディスカウント率を同種事例において一般的に採用されている水準である10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。さらに、当社は、2026年6月11日、損害保険ジャパンからも、同様の理由によりディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、ディスカウント率を10%超として本公開買付けを実現するのは困難であると考えたことから、2026年6月17日、東京海上日動に対しては、仮にディスカウント率を10%とした場合の応募の可否を確認したところ、同社からは、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を受け、加えて、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価は、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値としてほしいとの提案を受けました。

これらの応募予定株主からの要望を受けて、当社は、10%というディスカウント率の妥当性について検討したところ、本参照事例のうちに、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であることを踏まえれば、10%というディスカウント率は受入可能な合理的な水準であると判断しました。また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、当社の市場株価については平均株価を採用することで排除すべき一時的な株価変動等の特殊要因は認められず、むしろ直近の市場株価の方が当社の企業価値をより適切に反映した客観性及び合理性がある価格であると考えられたこと、また、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格を直近の市場株価対比でディスカウントした水準とする必要性という観点からも特段の問題は生じないと考えたことから、ディスカウントの基礎となる当社

普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とすることについても受入可能と判断いたしました。

そこで、当社は、2026年6月22日、東京海上日動に対して、ディスカウント率は10%とする旨を伝えるとともに、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とする点についても応諾する旨を伝達いたしました。さらに、当社は、2026年6月23日、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンに対しても、それぞれ同様の意向を伝え、各社より、かかるディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価について受入可能である旨の確認を得ました。

また、当社は、応募予定株主との間でディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価の考え方についての交渉を行うことと並行して、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数についても検討しました。その結果、本公開買付けを通じて1,500億円程度の自己株式取得を実現するとの当社側の計画と各応募予定株主が2027年3月期において予定しているであろう当社普通株式の売却規模の見込みを踏まえて、それぞれ、三井住友海上からは406億円相当、あいおいニッセイ同和からは446億円相当、損害保険ジャパンからは310億円相当、東京海上日動からは338億円相当の応募を受け付けることとし、また、最終的な応募株式数は各応募金額を本公開買付価格で除した数（1単元未満の株数は切り捨て）の合計とするのが合理的と考えるに至りました。そこで、当社は、2026年6月23日、応募予定株主に対して、当社として希望する各応募金額と最終的な応募株式数の算定方法を伝えました。これに対して、三井住友海上からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の回答を得ました。また、あいおいニッセイ同和からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の意向が示されました。その後、損害保険ジャパンからは、2026年6月24日、総額310億円（但し、応募株数の上限を20,440,000株とする。）の応募に応諾する旨、東京海上日動からは、2026年6月25日、総額338億円（但し、応募株数の上限を24,000,000株とする。）の応募に応諾する旨の回答を得ました。

その後、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日において、同日の当社普通株式の終値が2,014.0円であったことから、本公開買付価格が当該終値に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）で確定したことを受けて、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数については、三井住友海上については22,393,800株（所有割合：0.32%）、あいおいニッセイ同和については24,600,100株（所有割合：0.35%）、損害保険ジャパンについては17,098,700株（所有割合：0.24%）、東京海上日動については18,643,100株（所有割合：0.27%）となりました（応募予定株主が応募する予定の当社普通株式は、合計で82,735,700株（所有割合：1.18%）であり、以下「本応募予定株式」といいます。）。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年8月3日開催の取締役会において、（ ）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、（ ）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値（2,014.0円）に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円とすること、並びに（ ）本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株式である82,735,700株（所有割合：1.18%）とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとして、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、その場合には、当社は本応募予定株式のうちの一部を取得し、残りの本応募予定株式は買い付けられないこととなります。当社は、応募予定株主より、当該残存する当社普通株式の処分等の方針については、今後の当社との継続協議の中で確定させていく旨の回答を受けております。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。本決算短信に記載の2026年6月30日現在の当社の手元流動性（現金及び現金同等物）は673,419百万円、手元流動性比率（注3）は0.5月となっておりますが、既存のコミットメントライン契約により本公開買付けに充当する自己資金以上の額の資金調達が可能である状態にあること、また、今後も事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2026年3月期における当社連結ベースの営業活動による連結キャッシュ・フローは1,131,837百万円）が一定程度蓄積されると見込まれることから、自己資金を充当した後も今後の事業運営並びに財務の健全性及び安定性を維持できると考えております。

（注3） 本決算短信に記載された2026年6月30日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される2027年3月期第1四半期の1ヶ月当たりの連結ベースの収益（2027年3月期第1四半期の連結収益を3で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）をいいます。

上記に加えて、当社は、2026年5月1日付「2025年度 決算実績 2026年度 経営計画 説明資料」にて公表した2027年3月期における3,000億円以上の自己株式取得の実施に向け、取得価額の総額を3,000億円（上限）、取得する株式の総数を1億9,000万株（上限）、自己株式を取得する期間を2026年8月4日から2027年1月29日までとして、当社普通株式の取得を実施することを決議（いわゆる自己株式の取得枠の決議）しており、今後、上記取締役会において自己株式の取得枠として決議した3,000億円のうち本公開買付けで取得した自己株式の取得価額の総額を控除した金額を上限として、市場買付けにより自己株式の取得を行う予定です。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

7,924,447,520株 (2026年 8 月 4 日現在)

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数 (株)	取得価額の総額 (円)
—	—	—

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数 (株)	取得価額の総額 (円)
普通株式	190,000,000	300,000,000,000

(注 1) 取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、2.40%です (小数点以下第三位を四捨五入) 。なお、取得する株式の総数の所有割合は、2.72%です。

(注 2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得し得る株式の総数の上限株数です。

(注 3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された取得し得る株式の総額の上限金額です。

(注 4) 取得することができる期間は、2026年 8 月 4 日から2027年 1 月29日までです。

(注 5) 当社は、取得価額の総額のうち、本公開買付けに基づいて取得されなかった分については、本公開買付期間終了後、東京証券取引所プライム市場において市場買付けを実施することを決議しております。

(注 6) 市場環境等により、一部の取得が行われない可能性もあります。

(4) 【その他 (ー) 】

種類	総数 (株)	取得価額の総額 (円)
—	—	—

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数 (株)	取得価額の総額 (円)
—	—	—

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年8月4日(火曜日)から2026年9月1日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年8月4日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金1,813円
算定の基礎	当社は、本公開買付価格に関しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎とすべきであると考え、さらに、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと考えました。 具体的なディスカウント率の水準については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するために、本参照事例を確認したところ、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であったものの、10%超とした事例も12件存在していることを踏まえて、資産の社外流出を最小化し、また、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を最小化すべく、ディスカウント率を15%とするよう提案することとしました。また、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、同じく、資産の社外流出を最小化し、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月3日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とするよう提案することとしました。 以上の検討を経て、当社は、2026年5月下旬から6月上旬にかけて、応募予定株主に対して、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を、本公開買付けを通じて当社が取得したい旨を伝えるとともに、本公開買付価格は、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格とすることを提案いたしました。具体的には、あいおいニッセイ同和に対しては2026年5月27日、三井住友海上に対しては2026年5月28日、損害保険ジャパンに対しては2026年6月1日、東京海上日動に対しては2026年6月3日に上記提案を行いました。 その後、当社は、2026年6月9日、三井住友海上より、同社が過去に応募した自己株式の公開買付け事例を含む多くの事例で10%というディスカウント率が一般的な水準として採用されているとの認識のもと、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。また、当社は、2026年6月10日、あいおいニッセイ同和からも、ディスカウント率を同種事例において一般的に採用されている水準である10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。さらに、当社は、2026年6月11日、損害保険ジャパンからも、同様の理由によりディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、ディスカウント率を10%超として本公開買付けを実現するのは困難であると考えたことから、2026年6月17日、東京海上日動に対しては、仮にディスカウント率を10%とした場合の応募の可否を確認したところ、同社からは、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を受け、加えて、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価は、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値としてほしいとの提案を受けました。

これらの応募予定株主からの要望を受けて、当社は、10%というディスカウント率の妥当性について検討したところ、本参照事例のうちに、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であることを踏まえれば、10%というディスカウント率は受入可能な合理的な水準であると判断しました。また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、当社の市場株価については平均株価を採用することで排除すべき一時的な株価変動等の特殊要因は認められず、むしろ直近の市場株価の方が当社の企業価値をより適切に反映した客観性及び合理性がある価格であると考えられたこと、また、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格を直近の市場株価対比でディスカウントした水準とする必要性という観点からも特段の問題は生じないと考えたことから、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とすることについても受入可能と判断いたしました。

そこで、当社は、2026年6月22日、東京海上日動に対して、ディスカウント率は10%とする旨を伝えとともに、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とする点についても応諾する旨を伝達いたしました。さらに、当社は、2026年6月23日、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンに対しても、それぞれ同様の意向を伝え、各社より、かかるディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価について受入可能である旨の確認を得ました。

また、当社は、応募予定株主との間でディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価の考え方についての交渉を行うことと並行して、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数についても検討しました。その結果、本公開買付けを通じて1,500億円程度の自己株式取得を実現するとの当社側の計画と各応募予定株主が2027年3月期において予定しているであろう当社普通株式の売却規模の見込みを踏まえて、それぞれ、三井住友海上からは406億円相当、あいおいニッセイ同和からは446億円相当、損害保険ジャパンからは310億円相当、東京海上日動からは338億円相当の応募を受け付けることとし、また、最終的な応募株式数は各応募金額を本公開買付価格で除した数（1単元未満の株数は切り捨て）の合計とするのが合理的と考えるに至りました。そこで、当社は、2026年6月23日、応募予定株主に対して、当社として希望する各応募金額と最終的な応募株式数の算定方法を伝えました。これに対して、三井住友海上からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の回答を得ました。また、あいおいニッセイ同和からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の意向が示されました。その後、損害保険ジャパンからは、2026年6月24日、総額310億円（但し、応募株数の上限を20,440,000株とする。）の応募に応諾する旨、東京海上日動からは、2026年6月25日、総額338億円（但し、応募株数の上限を24,000,000株とする。）の応募に応諾する旨の回答を得ました。

その後、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日において、同日の当社普通株式の終値が2,014.0円であったことから、本公開買付価格が当該終値に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円で確定したことを受けて、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数については、三井住友海上については22,393,800株（所有割合：0.32%）、あいおいニッセイ同和については24,600,100株（所有割合：0.35%）、損害保険ジャパンについては17,098,700株（所有割合：0.24%）、東京海上日動については18,643,100株（所有割合：0.27%）となりました（応募予定株主が応募する予定の当社普通株式は、合計で82,735,700株（所有割合：1.18%）です。）。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年8月3日開催の取締役会において、（ ）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、（ ）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値（2,014.0円）に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円とすること、並びに（ ）本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株式である82,735,700株（所有割合：1.18%）とすることを決議いたしました。

	なお、本公開買付価格である1,813円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,014.0円から9.98%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,933円（円未満を四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）から6.21%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,919円から5.52%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,992円から8.99%を、それぞれディスカウントした金額になります。また、本公開買付価格である1,813円は、本書提出日の前営業日である2026年8月3日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,995.5円に対して9.15%をディスカウントした金額となります。
算定の経緯	上記「算定の基礎」記載の検討を踏まえ、当社は、2026年5月下旬から6月上旬にかけて、応募予定株主に対して、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を、本公開買付けを通じて当社が取得したい旨を伝えとともに、本公開買付価格は、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格に対して15%のディスカウントを行った価格とすることを提案いたしました。具体的には、あいおいニッセイ同和に対しては2026年5月27日、三井住友海上に対しては2026年5月28日、損害保険ジャパンに対しては2026年6月1日、東京海上日動に対しては2026年6月3日に上記提案を行いました。 その後、当社は、2026年6月9日、三井住友海上より、同社が過去に応募した自己株式の公開買付け事例を含む多くの事例で10%というディスカウント率が一般的な水準として採用されているとの認識のもと、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。また、当社は、2026年6月10日、あいおいニッセイ同和からも、ディスカウント率を同種事例において一般的に採用されている水準である10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。さらに、当社は、2026年6月11日、損害保険ジャパンからも、同様の理由によりディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を得ました。これを受けて、当社は、ディスカウント率を10%超として本公開買付けを実現するのは困難であると考えたことから、2026年6月17日、東京海上日動に対しては、仮にディスカウント率を10%とした場合の応募の可否を確認したところ、同社からは、ディスカウント率を10%とするのであれば応募することは可能である旨の回答を受け、加えて、本公開買付価格の算定に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価は、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値としてほしいとの提案を受けました。 これらの応募予定株主からの要望を受けて、当社は、10%というディスカウント率の妥当性について検討したところ、本参照事例のうちに、基礎となる株価に対するディスカウント率を10%とした事例が78件と最多であることを踏まえれば、10%というディスカウント率は受入可能な合理的な水準であると判断しました。また、当社は、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価についても、当社の市場株価については平均株価を採用することで排除すべき一時的な株価変動等の特殊要因は認められず、むしろ直近の市場株価の方が当社の企業価値をより適切に反映した客観性及び合理性がある価格であると考えられたこと、また、本公開買付期間中に市場株価が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格を直近の市場株価対比でディスカウントした水準とする必要性という観点からも特段の問題は生じないと考えたことから、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とすることについても受入可能と判断いたしました。 そこで、当社は、2026年6月22日、東京海上日動に対して、ディスカウント率は10%とする旨を伝えとともに、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価を、本公開買付けを決議する当社の取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値とする点についても応諾する旨を伝達いたしました。さらに、当社は、2026年6月23日、三井住友海上、あいおいニッセイ同和及び損害保険ジャパンに対しても、それぞれ同様の意向を伝え、各社より、かかるディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価について受入可能である旨の確認を得ました。

また、当社は、応募予定株主との間でディスカウント率及びディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場株価の考え方についての交渉を行うことと並行して、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数についても検討しました。その結果、本公開買付けを通じて1,500億円程度の自己株式取得を実現するとの当社側の計画と各応募予定株主が2027年3月期において予定しているであろう当社普通株式の売却規模の見込みを踏まえて、それぞれ、三井住友海上からは406億円相当、あいおいニッセイ同和からは446億円相当、損害保険ジャパンからは310億円相当、東京海上日動からは338億円相当の応募を受け付けることとし、また、最終的な応募株式数は各応募金額を本公開買付価格で除した数（1単元未満の株数は切り捨て）の合計とするのが合理的と考えるに至りました。そこで、当社は、2026年6月23日、応募予定株主に対して、当社として希望する各応募金額と最終的な応募株式数の算定方法を伝えました。これに対して、三井住友海上からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の回答を得ました。また、あいおいニッセイ同和からは、同日に、当社の提案に応諾する旨の意向が示されました。その後、損害保険ジャパンからは、2026年6月24日、総額310億円（但し、応募株数の上限を20,440,000株とする。）の応募に応諾する旨、東京海上日動からは、2026年6月25日、総額338億円（但し、応募株数の上限を24,000,000株とする。）の応募に応諾する旨の回答を得ました。

その後、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日において、同日の当社普通株式の終値が2,014.0円であったことから、本公開買付価格が当該終値に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円で確定したことを受けて、各応募予定株主から応募を受け付ける当社普通株式の数については、三井住友海上については22,393,800株（所有割合：0.32%）、あいおいニッセイ同和については24,600,100株（所有割合：0.35%）、損害保険ジャパンについては17,098,700株（所有割合：0.24%）、東京海上日動については18,643,100株（所有割合：0.27%）となりました（応募予定株主が応募する予定の当社普通株式は、合計で82,735,700株（所有割合：1.18%）です。）。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年8月3日開催の取締役会において、（）会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びかかる自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、（）本公開買付価格を、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日である2026年7月31日の当社普通株式の終値（2,014.0円）に対して10%のディスカウントを行った価格である1,813円とすること、並びに（）本公開買付けにおける買付予定数については、本応募予定株式である82,735,700株（所有割合：1.18%）とすることを決議いたしました。

（３）【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	82,735,700（株）	—（株）	82,735,700（株）
合計	82,735,700（株）	—（株）	82,735,700（株）

（注１） 応募株券等の数の合計が買付予定数（82,735,700株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（82,735,700株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己株式を買い取る場合があります。

５【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、本公開買付期間末日の16時までに応募してください。

株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「（7）その他」の をご参照ください。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

() 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

() 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年9月1日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせください。（注3）

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任に当たっていることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。（店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー（ただし、「住民票の写し」、「住民票の記載事項証明書」、「印鑑証明書」は原本）をご提出ください。）

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	・個人番号カード（表） 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード（表）」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	・aのいずれか1種類、又はbのうち2種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。） 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類（ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。）
C	個人番号の記載された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	・a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種資格確認書、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記、A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(注4) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間末日の16時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により、応募株主等が本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

7【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	149,999,824,100
買付手数料(円)(b)	30,000,000
その他(円)(c)	2,200,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	150,032,024,100

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(82,735,700株)に1株当たりの本公開買付価格(1,813円)を乗じた金額を記載しております。
- (注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。
- (注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。
- (注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。
- (注5) 上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金等	預金の種類	金額
	普通預金	150,500,000,000円
	計	150,500,000,000円

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

2026年9月28日(月曜日)

(3)【決済の方法】

本公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について」をご参照ください。

(4)【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、本公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われたときの公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

9【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数(82,735,700株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(82,735,700株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、本公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、本公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、本公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、本公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、三井住友海上より22,393,800株（所有割合：0.32%）について、あいおいニッセイ同和より24,600,100株（所有割合：0.35%）について、損害保険ジャパンより17,098,700株（所有割合：0.24%）について、東京海上日動より18,643,100株（所有割合：0.27%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

当社は、2026年8月3日付で本決算短信を発表しております。当該発表に基づく、当社の2027年3月期第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信に添付される四半期連結財務諸表につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2027年3月期 第1四半期決算短信〔 I F R S 〕（連結）の概要
（2026年4月1日～2026年6月30日）
（イ）損益の状況（連結）

会計期間	2027年3月期 （第1四半期連結累計期間）
収益	3,875,861百万円
税引前四半期利益	369,999百万円
当社株主に帰属する四半期純利益	293,763百万円

（ロ）1株当たりの状況（連結）

会計期間	2027年3月期 （第1四半期連結累計期間）
基本的1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益	42.02円

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

(1)【発行者の沿革】

(2)【発行者の目的及び事業の内容】

(3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益計算書】

(3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
	月別	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	2026年7月
最高株価		2,286.5円	2,251.5円	2,142.0円	2,110.0円	1,927.5円	2,048.5円
最低株価		1,975.0円	1,923.0円	1,903.0円	1,901.0円	1,802.0円	1,819.0円

(注) 2026年8月については、同年8月3日までの株価です。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第101期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月18日 関東財務局長に提出

事業年度 第102期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月12日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

伊藤忠商事株式会社 大阪本社

(大阪市北区梅田3丁目1番3号)

伊藤忠商事株式会社 東京本社

(東京都港区北青山2丁目5番1号)

(注) なお、当社は、2026年8月24日付で東京本社の移転を予定しており、当該東京本社の移転後の住所は、東京都港区赤坂2丁目17番22号になる予定です。

伊藤忠商事株式会社 中部支社

(名古屋市中区錦1丁目5番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。